

(令和4年度補正予算「有志国間の信頼できるサプライチェーンへの参画支援事業」)
「インドネシアでのバイオ燃料活用に向けた市場動向等に係る調査等事業」
に係る企画提案の公募について

1. 事業趣旨・目的

近年、日系製造業が多く進出するインドネシアをはじめとした ASEAN 各国では、電気自動車 (EV) の普及政策が活発化し、自動車市場と従来の内燃機関サプライチェーンに急激な変化が生じている。この状況を踏まえ、2023 年 12 月に日本で開催された「日本 ASEAN 友好協力 50 周年特別首脳会議」において、日本政府は「日 ASEAN 次世代自動車産業共創イニシアティブ」を立ち上げ、この下で次世代自動車産業等における産業競争力の強化に向けて日 ASEAN 協力を進めることが各国間で合意された。

インドネシアは、ASEAN 第 2 位の自動車生産及び市場国 (2025 年時点) であり、日系自動車メーカーがサプライヤーの現地化や人材育成を含め、50 年以上の長きにわたり投資をしてきた重要な生産・輸出拠点である。同国では、豊富なパーム油を背景に、バイオディーゼルのガソリンに混合した混合利用が盛んであるが、2025 年 10 月には、プラボヴォ大統領がバイオエタノールのガソリンへの 10% の混合義務化 (E10) を承認した。バイオエタノールの活用は、日本が推進する「マルチパスウェイ戦略」に沿うものであり、日本が持つ内燃機関の技術と、インドネシアが持つ豊富な農業資源を活用した、脱炭素に向けた組み合わせとして有用である。インドネシアでの E10 義務化の開始年は定まっていないが、インドネシア工業省やエネルギー・鉱物資源省の高官からは 2028 年頃の開始を目指していると聞いており、義務化に向けて同国法制度等の整備が必要とされている。

経済産業省と、インドネシアで自動車政策を所掌する工業省は、両国の自動車産業の現状と最新の自動車政策について情報を共有する場として、2019 年 1 月に「日インドネシア自動車対話」を創設した。2024 年 6 月の第 5 回対話において、日本側から同対話の下に「バイオ燃料共創タスクフォース」を設け、バイオ燃料に関する協力の議論を深めていくことを提案し、合意を得た。その後、2025 年 11 月の第 6 回対話においては、エネルギー政策を所掌するエネルギー・鉱物資源省やエネルギー関係の団体・企業の参加も得て、第 1 回バイオ燃料共創タスクフォースを開催し、インドネシアでの E10 実施に向けたアクションプランを策定することに合意した。今後も具体的な制度整備に向けて、官民関係者が集まる形 (作業部会) で議論を進めていく必要がある。

その上で、インドネシアでのバイオ燃料の活用に当たっては、主に原料調達等の供給サイドでの課題があり、既存燃料であるガソリンとの値差を埋めるための施策や、バイオエタノールの生産力増加に向けた施策等を講じることが重要との指摘がある。そのためには、バイオ燃料活用のメリット及びデメリットを正確に把握し、インドネシア国内の官民関係者に対して、積極的に広報することが必要と考えられる。

こうした省庁横断の枠組みを日本の官民一体で支援し、インドネシアでのバイオ燃料の普及及び活用を促進することができれば、将来的には他の ASEAN 諸国への横展開を通じて「日 ASEAN 次世代自動車産業共創イニシアティブ」の深化にも資すると考えられる。

2. 業務内容

AMEICC 事務局を委任された一般財団法人海外産業人材育成協会 (AOTS) から委託を受けて、本事業の受託者は、以下の①及び②の業務を実施する。具体的な実施内容、実施方法については、提案によるものとし、実施に当たっては、AMEICC 事務局及び経済産業省製造産業局自動車課及び在インドネシア日本国大使館とよく相談した上で最終的な方針を決定することとする。

① インドネシアの自動車分野におけるバイオエタノール活用に関する調査・分析・提言

インドネシアでの自動車分野におけるバイオエタノールの更なる活用に向けて、同国制度に関する文献調査、政府・企業関係者等へのヒアリングを通じ、現状、課題及びバイオエタノール活用の定量

的及び定性的メリットの分析（環境的価値だけでなく産業振興や貿易収支含む）を分析し、レポートにまとめる。また、日本の貢献可能性も踏まえた政策提言を行う。

② 作業部会等の開催支援・運営

E10 制度の整備に向けた検討を加速化させるべく、日本とインドネシア政府及び関係団体等を交えた作業部会の開催が検討されている。経済産業省製造産業局自動車課及び関係機関と相談の上、議論内容の整理、会議資料の作成、議事録作成等を行う。作業部会の開催に当たっては、日本側参加者と政府含むインドネシア側との関係機関との間での連絡・日程調整、会場確保、通訳手配等の業務も行う可能性がある。現時点で作業部会の開催頻度は未定だが、回数は複数回を想定している。開催方法については、オンライン開催の他、インドネシアでの対面開催も想定される。（作業部会はオンライン開催 3 回、対面開催 3 回で積算を作成すること。）

<作業部会の概要>

日時：2026 年 6 月～2027 年 5 月（今後調整予定）

場所：対面はインドネシア政府会議室や委託先会議室、ジャカルタ内のホテル等での開催を想定

参加者：日インドネシア等の政府機関及び関係団体等など 20-30 名程度の参加を想定

言語：日本語、インドネシア語、英語の逐次通訳

併せて、「日インドネシア自動車対話」及び「バイオ燃料共創タスクフォース」が開催される場合には、同様に、議論内容の整理、会議資料の作成、議事録作成、日程調整、会場確保、通訳手配等の業務も行う。（日インドネシア自動車対話・バイオ燃料共創タスクフォースは対面開催 1 回で積算を作成すること。）

<日インドネシア自動車対話・バイオ燃料共創タスクフォースの概要>

日時：2026 年 7 月以降（今後調整予定）

場所：ジャカルタ内のホテル等での対面開催を想定

参加者：日インドネシア等の政府機関及び関係団体等など 40-60 名程度の参加を想定

言語：日本語、インドネシア語、英語の逐次通訳

3. 留意事項

- (1) 本調査は、日本とインドネシア政府・企業関係者と密に連絡を取る必要があるため、受託者においては、日本及び ASEAN 地域、特にインドネシアの双方におけるネットワークを有し、情報収集や連絡調整等の柔軟な対応ができることが望ましい。また、本調査の実施にあたっては、AMEICC 事務局、経済産業省製造産業局自動車課及び在インドネシア日本国大使館ともよく連携すること。
- (2) 調査の進捗状況については、2. に記載された調査スケジュールを踏まえ、原則 1 か月に 1 度は AMEICC 事務局、経済産業省製造産業局自動車課及び在インドネシア日本国大使館からの指示に応じて適宜報告を行うこと。

4. 成果物

- (1) 以下の事項を含んだ事業報告書（日本語・英語）：
 - ・ 2. 業務内容によって実施された調査・分析内容の最終版
- (2) 納品形態：電子媒体
- (3) 提出期限：2027 年 5 月 31 日（月）

(4) 提出先：以下の①、②が指定するデータ送付方法及び送付先に従って、それぞれに対して提出すること。また、適宜求めに応じ、印刷物も納入すること。

① (一財) 海外産業人材育成協会

海外統括部 海外戦略・AMEICC 事務局支援グループ

東京都足立区千住東 1-30-1

TEL：03-3888-8244

② 経済産業省製造産業局自動車課

東京都千代田区霞が関 1-3-1

TEL：03-3501-1953

5. 契約要件

(1) 契約形態：準委任契約

(2) 契約方法：概算契約

(3) 採択件数：1 件

(4) 契約期間：契約日（2026 年 5 月下旬を予定）より 2027 年 5 月 31 日までとする。

(5) 契約金額：契約金額は、60,000,000 円（消費税を含む）を上限とする。最終的な実施内容、契約金額については、採択された企画提案を確認・調整した上で決定することとする。なお、受託者は、委託業務の全てを、第三者に委託すること（請負その他委託の形式を問わず、委託業務の一部を第三者に委託すること。以下、再委託。）はできない。また、一般管理費の算定は、再委託費を除いた直接費に一般管理費率を乗じて行い、一般管理費率は 10% を上限とする。

(6) 契約者：一般財団法人海外産業人材育成協会（AOTS）

(7) 支払い：事業終了時に受託者より提出される実績報告書及び本業務に要した経費の証憑に基づき、原則として経済産業省委託事業事務処理マニュアルに従い現地調査を行って支払額を確定し、精算払いする（円貨により銀行振込）。なお、支払額は、契約金額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計であるため、全ての支出において帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となる。これを満たさない支出については、支払額の対象外となる可能性もある。

6. 応募資格

(1) 日本あるいは ASEAN に法人格を有するものであること。

(2) 以下に該当しない者であること。

- ・ 本事業の業務委託契約を締結する能力を有しない法人
- ・ 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない法人
- ・ 指定暴力団員がその役員となっている法人
- ・ 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する法人
- ・ 日本の官公庁の競争入札において、参加を禁じられた法人

(3) 日本の経済産業省が所管する補助金交付等事業において不正あるいは不適切な行為等により補助金交付等停止措置又は指名停止措置を講じられていないこと。

(4) 本業務を的確に遂行するに足る組織・体制及び人員等を有していること。

(5) 本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。

(6) 法人格を有する国において会社更生手続き開始の申し立てがなされている者又は再生手続き開始の申し立てがなされている者ではないこと。（手続き開始の決定後、再認定を受けている者を

除く。)

7. 参加意思表明及び質疑

(1) 参加意思表明

本企画競争へ参加を希望する場合は、2026年4月22日（水）午前/午後3時【必着】までに公募申請書（押印不要）をE-mail添付で送付して参加意思を表明すること。

(2) 質疑

質疑受付期限：2026年4月22日（水）午前/後5時【必着】

質疑受付方法：E-mailで受け付ける

質疑回答：受け付けた全ての質問については、2026年4月27日（月）午前/後4時まで、企画競争への参加の意思表明をされた全ての方にE-mailにて開示する。

8. 応募方法

本公募要領を熟読の上、上記6.の応募資格を満たしていることを確認し、2026年5月8日（金）午前/後4時まで【必着】に、下記9.の応募書類をAOTSの大容量ファイル受送信システムを使用して提出すること。（送信方法については個別に案内する。）

応募書類の宛先

一般財団法人海外産業人材育成協会 海外統括部 海外戦略・AMEICC 事務局支援グループ 担当：鮎合、新井 E-mail：kobo-amcshien-wc@aots.jp
--

9. 応募書類

(1) 公募申請書（日本語）

(2) 企画提案書（日本語）

- ① 様式第1 業務従事予定者の経歴、職歴、資格
- ② 様式第2 類似業務経験
- ③ 様式第3 業務支援体制
- ④ 様式第4 作業計画・要員計画
- ⑤ 様式第5 受託業務費見積書

(3) 会社概要（事業概要）書（日本語又は英語）

(4) 直近3年分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）（企業の単体ベース。ただし、連結がある場合には、連結決算書も併せて提出）（日本語又は英語）

(5) 登記簿謄本（履歴事項全部証明書／3ヶ月以内のもの）（日本語又は英語）日本以外に所在する企業は、登記事項証明書「履歴事項全部証明書」に代えて、当該国の所管官庁又は権限のある機関の発行する書面（本社所在地、代表者名、設立年月日を含む書類）を提出すること。

※ (1)、(2)は、所定の様式（当協会HPの本企画競争公告よりダウンロード可）なお、(2)の所定の様式については、様式に記載されている項目を全て含むのであれば、Power PointなどWord以外の書式で作成して提出しても良い。また、Power Pointなどで作成した資料を別紙としても良い。

10. 審査方法

(1) 提出された応募書類に基づき、企画競争方式による審査を行う。審査は、提出書類に基づく書面審査によるが、場合によりヒアリング等を行うこともある。

審査項目：

- ・ 提案内容（提案内容の妥当性・独創性、実施方法の妥当性・独創性）
 - ・ 組織の経験・能力（類似業務の経験、業務実施能力）
 - ・ 業務従事者の知識・経験（本業務分野に関する知識、業務歴）
- (2) 審査結果（採択又は不採択の決定）は、速やかに通知するものとする。なお、採択・不採択の理由等個別の問い合わせについては応じられない。
- (3) 応募書類に記載された情報については、審査、管理、確定、精算、政策効果検証といった一連の業務遂行のためにのみ利用する。なお、応募書類は返却しないので、留意すること。

11. 問い合わせ先

一般財団法人海外産業人材育成協会（AOTS）

海外統括部 海外戦略・AMEICC 事務局支援グループ

E-mail: kobo-amcshien-wc@aots.jp

※本件に関する問い合わせは、E-mailにて受け付ける。

以上